

2025年2月21日
株式会社 東京金融取引所

金融商品取引法等の改正を踏まえた口座設定約諾書の差入れ方法の見直しについて

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号。以下「改正金商法」という。)」により、金融商品取引契約の締結前等における顧客に対する書面交付義務が情報提供義務に改められ、金融商品取引業者等は、その選択により、書面の交付又は電磁的方法による提供を行うことができるようになります。

改正金商法を受けた、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」の改正案(2025年4月1日施行)では、電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客に承諾を得る方法に加えて、あらかじめ顧客に告知する方法が追加されました。

かかる法令改正を踏まえ、当社は、当社市場での取引にあたり、顧客が取引参加者に差し入れる口座設定約諾書について同様の見直しを行うべく、関連する規則の見直しを行います。

変更時期については、2025年4月1日を予定しております。

これに係る制度要綱案は、別紙の通りです。

金融商品取引法等の改正を踏まえた
口座設定約諾書の差入れ方法の見直しについて(案)2025年2月21日
株式会社東京金融取引所

項目	内容	備考
<p>1. 背景・趣旨</p> <p>2. 見直しの概要</p> <p>(1) 要旨</p>	<ul style="list-style-type: none">2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号。以下「改正金商法」という。)」により、金融商品取引契約の締結前等における顧客に対する書面交付義務が情報提供義務に改められ、金融商品取引業者等は、その選択により、書面の交付又は電磁的方法による提供を行うことができるようになる。改正金商法を受けた、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」の改正案では、電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客に承諾を得る方法に加えて、あらかじめ顧客に告知する方法が追加された。かかる法令改正を踏まえ、当社は、当社市場での取引にあたり、顧客が取引参加者に差し入れる口座設定約諾書(以下「約諾書」という。)について同様の見直しを行うべく、関連する規則の見直しを行うものである。 <ul style="list-style-type: none">当社は、受託契約準則において、顧客が取引参加者に対して約諾書を書面により差し入れることを原則としているが、取引参加者が顧客に電磁的方法の種類及び内容を提示し、顧客から承諾を得た場合には、当該顧客が当該書面の差入れに代えて、電磁的方法により約諾書の内容を承諾した旨を通知できる旨を規定している。今般、取引参加者が電磁的方法により顧客から約諾書の内容の承諾を受ける場合に、あらかじめ顧客から承諾を得る現行の方法(以下「事前承諾方法」という。)に加えて、あらかじめ顧客に告知する方法(以下「事前告知方法」という。)を追加する。	<ul style="list-style-type: none">当該府令の改正案については、2024年10月23日から同年11月22日までの間、金融庁にてパブリックコメントが実施された。受託契約準則第2章参照。事前承諾方法をとる場合の要件は従前のおり。取引参加者は、承諾を得た顧客から電磁的方法による通知を行わない旨の申出が

項目	内容	備考
<p>(2) 事前告知方法に係る要件</p> <p>(3) 対象となる約諾書</p> <p>3. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、事前告知方法により、約諾書に規定される事項の提供を電磁的に行おうとする場合には、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を告知するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 約諾書に規定される事項を電磁的方法により提供する旨 ② 電磁的方法の種類及び内容 ③ 顧客が約諾書の書面による差入れを希望するときは、取引参加者に対してその受け入れを請求することができる旨 ・ 対象となる約諾書は、受託契約準則に規定する以下の書面とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 金利先物等取引口座設定約諾書 - 為替証拠金取引口座設定約諾書 - 株価指数証拠金取引口座設定約諾書 - 一体管理用為替・株価指数証拠金取引口座設定約諾書 ・ 2025年4月1日からの実施を予定。 	<p>あったときは、その通知を受け入れてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、顧客から左記③の請求があったときは、当該顧客から約諾書の書面による差入れを受け入れなければならない。

以上